

運転免許証を自主返納した65歳以上の方に

バス回数券等を贈呈します



～ 渋川市運転免許証自主返納支援事業～

65歳以上の市民の皆さんに運転免許証を自主返納していただくことで、高齢ドライバーによる交通事故の減少をめざします。また、バス回数券等を贈呈することで、日常生活における移動手段としての路線バス等の公共交通の利用を促進します。

支援の内容

次の中から、いずれか一つを選べます。(いずれも5,000円分程度利用可能)

●バス回数券

(日本中央交通のバス路線で利用できます)

●タクシー利用券

(群北第一交通、日本中央交通、
おがた社会福祉事務所(介護タクシー)、ハッピーハート渋川(介護タクシー)、
介護福祉タクシーメビウス(介護タクシー)、株式会社トウエン(介護タクシー)
のタクシー乗車時に利用できます。)



※タクシー利用券には利用期限がありますのでご注意ください。(交付日から2年間)

対象者

渋川市在住の65歳以上の方で、運転免許証を自主的に返納(全部取り消し)した方
免許証が失効(期限切れ)した場合は、対象になりません。

手続の方法

- ① 渋川警察署 交通課の窓口で、運転免許証を返納する手続をします。
- ② 渋川警察署内 運転免許センターの窓口で、運転免許証自主返納支援事業の申請(バス回数券等の申込)をします。
※窓口の状況によってはお時間がかかることもありますので、
あらかじめご了承ください。
- ③ 2～3週間程度で、バス回数券等がご自宅に郵送で届きます。



お問合せ先

運転免許証自主返納支援事業について

渋川市役所 危機管理室
渋川市石原80
0279-22-2111 (代表)

運転免許証の返納について

渋川警察署 交通課
渋川市行幸田351-1
0279-23-0110 (代表)

